

令和4年横審第17号

裁 決

旅客船A旅客負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免状 三級海技士（航海）（履歴限定）

受 審 人 a 2

職 名 A機関長

海技免状 四級海技士（機関）（機関限定）

補 佐 人 1人（a 1及びa 2両受審人選任）

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

受審人 a 2 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月13日14時41分少し過ぎ

愛知県河和港

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A
総トン数 68トン
全長 25.02メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 1,340キロワット

3 事実の経過

(1) 構造等

Aは、平成27年12月に進水した、最大搭載人員140人の愛知県伊良湖港と同県河和港間の一般旅客定期航路事業に従事する軽合金製旅客船で、上甲板の中央部やや後方の両舷に乗下船用の扉があり、その船内側は客室を繋ぐ通路となっており、そこから前方に前部客室、後方に後部客室が配置され、前部客室の上部に操舵室が設けられ、後部客室の下部が機関室となっていた。

また、機関室出入口は、船体中央部の操舵室に昇る階段の左舷側及び後部客室内後端付近の通路にあり、いずれも床にある取り外し式の蓋を開けて垂直梯子で昇降する構造となっていた。

(2) 安全管理規程

X社では、輸送の安全を確保することを目的として安全管理規程が作成され、同規程の運用に必要な手順及び方法を確立して実施し、維持するために安全統括管理者が選任されていた。

また、安全管理規程中には、発航前の点検として、船長は発航前に船舶が航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならないと記載され、船内巡視として、船長は、作業基準「船内巡視の組織及び要領」に従い、乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき遵守状況その他異常の有無を

確認させなければならないと記載されていた。

(3) 作業基準

作業基準中には、2名乗り船舶の船内作業指揮者は、原則として機関長が行うこと、船内巡視の要領等として、同巡視は、出港配置解散後に実施する、巡視場所は、客室、遊歩甲板、上甲板、機関室、各機器室と記載されていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 1、a 2両受審人が乗り組み、旅客輸送の目的で、船首1.0メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和2年7月13日09時10分愛知県篠島の係留場所を発し、同県日間賀島、河和港、伊良湖港間を運航する一般旅客定期航路事業に就いた。

a 1、a 2両受審人は、前示定期航路を2往復し、12時45分に篠島の係留場所に到着して旅客を降ろしたのち、昼休みとした。

a 2受審人は、操舵室の機関制御盤でイーサネットケーブル異常（以下「通信異常」という。）の警報が発生したので、機関室内の機関制御盤の同警報を止めるため、13時46分後部客室内後端付近の通路にある機関室出入口（以下「後部機関室出入口」という。）の蓋を開けて機関室に入って通信異常の警報を止め、主機関を始動して運転状況を確認したのち主機関を停止した。

a 2受審人は、操舵室からも主機関を始動して運転状況を確認するために機関室を出たものの、操舵室から主機関を始動すると、同警報が再発することが考えられ、再度機関室に入って警報を止める必要があるので、後部機関室出入口の蓋を開けたまま、操舵室に向かい、操舵室から主機関を始動して、主機関の運転に支障がないことを確認した。

a 1、a 2両受審人は、通信異常の警報の対処方法について修理

業者を呼ぶこととし、メーカー担当者及び安全統括管理者に連絡をしていたところ、陸上社員が書類を持って操舵室に来たので、出港時刻になっていることに気付いた。

a 1 受審人は、発航前、篠島の係留場所において、後部機関室出入口の蓋が開いたままになっていると、旅客が足を踏み外し転倒して負傷するおそれがあったが、篠島入港時に、客室の点検を行って確認したので、旅客の安全確保に問題はないと思い、発航前の点検を十分に行わなかったためこの状況に気付かなかった。

a 2 受審人は、通路に降りると、すでに旅客3人が前部客室に乗船していたので、後部機関室出入口の蓋が開いたままになっていることを失念し、タラップを外して乗下船用の扉を閉め、急いで出港準備を終えた。

a 1 受審人は、14時05分後部機関室出入口の蓋が開いたままになっていることに気付かないまま、篠島の係留場所を出航し、日間賀島の東港に向かった。

a 2 受審人は、出航したとき、後部機関室出入口の蓋が開いたままになっていると、旅客が足を踏み外し転倒して負傷するおそれがあったが、通信異常の警報の対処方法についてメーカー担当者に連絡することに気をとられ、客室の安全確認を十分に行わなかったためこの状況に気付かなかった。

Aは、日間賀島の東港、同島の西港と定期航路を航行し、日間賀島の西港で旅客5人が後部客室に乗船したのち、14時20分同島の西港を出港して河和港に向けて航行中、14時41分少し過ぎ河和港中防波堤灯台から213度（真方位、以下同じ。）100メートルの地点において、旅客1人が、蓋が開いたままになっていた後部機関室出入口に左足を踏み外して転倒した。

当時、天候は雨で風力1の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

a 1 受審人は、入港後、a 2 受審人から報告を受け、旅客が負傷したことを知り、事後の措置にあたった。

その結果、旅客1人が右中足骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件旅客負傷は、篠島の係留場所において、旅客を乗せて出航する際、客室の安全確認が不十分で、旅客が後部機関室出入口に左足を踏み外し転倒したことによって発生したものである。

Aの運航が適切でなかったのは、船長が発航前の点検を十分に行わなかったことと、機関長が客室の安全確認を十分に行わなかったことによるものである。

a 1 受審人は、篠島の係留場所において、旅客を乗せて出航する場合、安全管理規程には発航前の点検を行うよう規定されていたのだから、旅客の安全を確保するよう、発航前の点検を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、篠島入港時に、客室の点検を行って確認したので、旅客の安全確保に問題はないと思い、発航前の点検を十分に行わなかった職務上の過失により、後部機関室出入口の蓋が開いたまま運航し、旅客が後部機関室出入口に左足を踏み外し転倒して負傷させるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

a 2 受審人は、篠島の係留場所において、旅客を乗せて出航する場合、後部機関室出入口の蓋が開いたままになっていたのだから、旅客が転倒して負傷することがないように、客室を点検して、後部機関室出入口の蓋を閉めるなど、客室の安全確認を十分に行うべき注意義務があった。し

かし、同人は、通信異常の警報の対処方法についてメーカー担当者に連絡することに気をとられ、客室の安全確認を十分に行わなかった職務上の過失により、後部機関室出入口の蓋が開いたまま運航し、旅客が後部機関室出入口に左足を踏み外し転倒して負傷させるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 1 日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾